

令和4年の宗教統計調査の結果を公表します

文化庁では、毎年12月末における我が国の宗教法人数、教師数、信者数などを調査した「宗教統計調査」を行っています。このほど、最新の調査結果を取りまとめましたので、主な結果をお知らせします。

【調査の主な結果】

(宗教法人数の総括表)

令和3年12月31日現在

所轄	区分 系統	包 括 宗教法人	単位宗教法人			合 計
			被包括 宗教法人	単 立 宗教法人	小 計	
文部科学大臣所轄	神 道 系	121	23	68	91	212
	仏 教 系	156	184	146	330	486
	キリスト教系	66	43	218	261	327
	諸 教	26	38	64	102	128
	計	369	288	496	784	1,153
都道府県知事所轄	神 道 系	6	82,209	2,016	84,225	84,231
	仏 教 系	11	73,801	2,643	76,444	76,455
	キリスト教系	7	2,823	1,681	4,504	4,511
	諸 教	1	13,216	385	13,601	13,602
	計	25	172,049	6,725	178,774	178,799
合 計		394	172,337	7,221	179,558	179,952

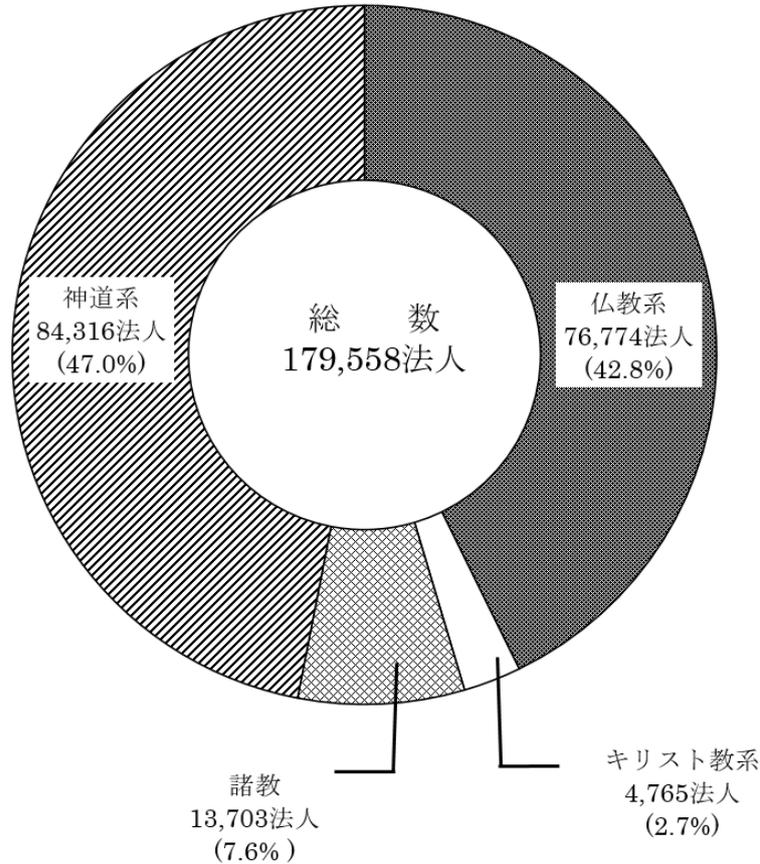
○ 全ての宗教法人数は179,952法人（前回（※）180,544法人から△592法人の減）。

※前回調査は、令和2年12月31日現在。

- ・ 宗教法人のうち、文部科学大臣所轄は1,153法人（前回1,147法人から6法人の増、都道府県知事所轄は178,799法人（前回179,397法人から△598法人の減））。

- ・ 宗教法人のうち、教派・宗派・教団などの「包括宗教法人」は394法人（前回397法人から△3法人の減）、神社・寺院・教会などの「単位宗教法人」は179,558法人（前回180,147法人から△589法人の減）。

我が国の社寺教会等单位宗教法人数（令和3年12月31日現在）



- 「単位宗教法人」のうち、包括宗教法人に属する「被包括宗教法人」は 172,337 法人（前回 172,957 法人から△620 法人の減）、どこにも属さない「単立宗教法人」は 7,221 法人（前回 7,190 法人から 31 法人の増）。
- 「包括宗教法人」のうち、神道系は 127 法人、仏教系は 167 法人、キリスト教系は 73 法人、諸教は 27 法人（前回、神道系は 129 法人から△2 法人の減、仏教系は 168 法人から△1 法人の減、キリスト教系は同じ、諸教は同じ）。
- 「単位宗教法人」のうち、神道系は 84,316 法人、仏教系は 76,774 法人、キリスト教系は 4,765 法人、諸教は 13,703 法人（前回、神道系は 84,444 法人から△128 法人の減、仏教系は 76,887 法人から△113 法人の減、キリスト教系は 4,747 法人から 18 法人の増、諸教は 14,069 法人から△366 法人の減）。

（教師数）

- 全ての教師数は **646,952 人**（前回 648,553 人から△1,601 人の減）。このうち外国人は **3,768 人**（前回 3,675 人から 93 人の増）。
- 性別は、男性は 308,732 人（前回 309,744 人から△1,012 人の減）、女性は 338,220 人（前回 338,809 人から△589 人の減）。
- 教師のうち、神道系は 69,076 人、仏教系は 353,635 人、キリスト教系は 32,135 人、諸教は

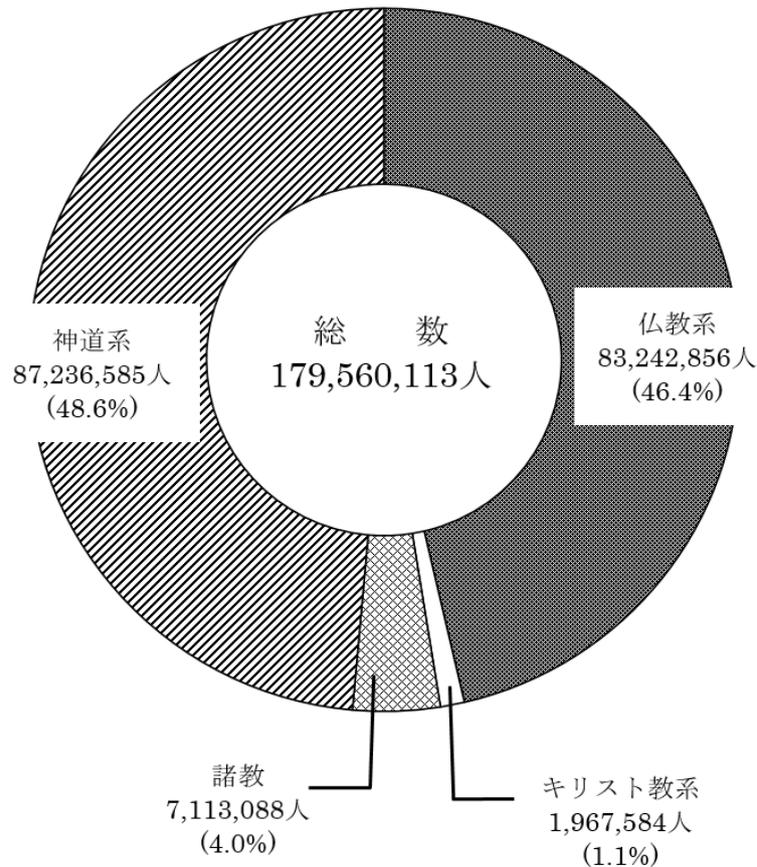
192,106人（前回、神道系は68,547人から529人の増、仏教系は352,957人から678人の増、キリスト教系は31,339人から796人の増、諸教は195,710人から△3,604人の減）。

※ 教師は、それぞれの宗教団体が定める教師資格を有しているもので、各宗教団体に共通する一定の基準はありません。上記の数値は、調査対象の宗教団体が考える数値です。

（信者数）

- 全ての信者数は179,560,113人（前回181,146,092人から△1,585,979人の減）。

我が国の信者数（令和3年12月31日現在）



- ・ 信者のうち、神道系は87,236,585人、仏教系は83,242,856人、キリスト教系は1,967,584人、諸教7,113,088人（前回、神道系は87,924,087人から△687,502人の減、仏教系は83,971,139人から△728,283人の減、キリスト教系は1,915,294人から52,290人の増、諸教7,335,572人から△222,484人の減）。

※ 信者は、各宗教団体に称し方が異なり、氏子・檀徒・教徒・信者・会員・同志・崇敬者・修道者・道人・同人などがあります。信者の定義、資格などはそれぞれの宗教団体に定められ、その数え方もおのおの独自の方法がとられています。

【担当】

文化庁 宗務課 調査係

電話：03-5253-4111（代）